△

○

○

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年７月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱地所プロパティマネジメント株式会社　②国土交通大臣(5)6334　③代表取締役　久保人司　④東京都千代田区丸の内二丁目５番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目５番１号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内二丁目５番１号　三菱地所プロパティマネジメント株式会社　代表取締役　久保人司